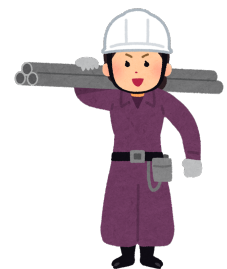
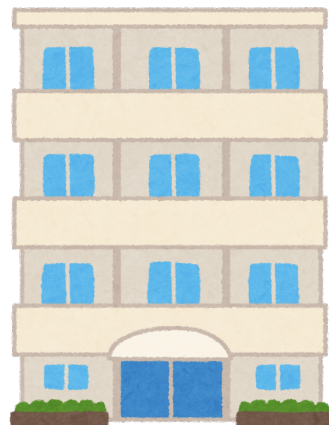
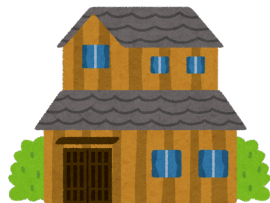


## 草加市の地震対策 既存住宅耐震改修の補助

# あなたの家の耐震改修工事 を支援します！

補助対象となる木造住宅を  
平成**12**年**5**月**31**日以前  
までに拡大しました！



草加市では、木造住宅、マンションの耐震改修工事の費用の一部を補助しています。  
詳しくは、本パンフレット又はホームページをご覧ください。

【ホームページ】 [https://www.city.soka.saitama.jp/cont/s1804/020/010/010/a01\\_03.html](https://www.city.soka.saitama.jp/cont/s1804/020/010/010/a01_03.html)

QRコード



または

草加市 耐震改修

で

検索

【電話】 草加市 都市整備部 建築安全課 048-922-1958(直通)

# 1. 木造住宅の耐震改修





補助対象建築物	次の①～③の全てに該当するもの ①平成12年5月31日以前に建築確認を受けて工事に着手した 木造在来工法2階建て以下の一戸建ての住宅、併用住宅又は長屋 ②耐震性が低いもの(耐震診断 <sup>※1</sup> の結果、上部構造評点が1.0未満) ③都市計画法及び耐震基準以外の建築基準法令に違反していない建築物
補助対象者	補助対象建築物を草加市内に所有し、1年以上自ら居住している方(個人) (所有者が複数いる場合は、申請者以外の所有者の同意を得ている方)
補助対象となる耐震改修	(1)木造住宅一般耐震改修 基礎、柱、はり、筋交い(耐力壁)の補強、軽量化のための屋根の葺き替え等を行うことにより、上部構造評点を1.0以上とするもの (2)木造住宅簡易耐震改修 次の(ア)～(ウ)を行うことにより、安全性の向上が図られるもの (ア)倒壊しても安全な空間が確保できる耐震シェルターを内部に設置するもの (イ)屋根の葺き替えを行い、屋根の軽量化が図られるもの (ウ)倒壊しても安全な空間の確保が見込める寝室等の補強、 その他これに類する補強で同等以上の効果が見込めるもの
補助金の交付額	(1)木造一般耐震改修 次の①～③の合計(最大55万円) ①改修に要した費用の23%に相当する額で上限30万円 ②改修に要した費用の2.5%に相当する額で上限5万円 ③補助対象者が65歳以上の方は20万円を加算 (2)木造簡易耐震改修 (ア)耐震シェルターを設置する場合 改修に要した費用の23%に相当する額で上限20万円 (イ)屋根の軽量化を行う場合 改修に要した費用の23%に相当する額で上限20万円 (ウ)安全な空間の確保が見込める寝室等の補強等を行う場合 改修に要した費用の23%に相当する額で上限10万円 ※(ア)～(ウ)を2つ以上行う場合、改修に要した費用の23%に相当する額で上限20万円
耐震改修工事の施工者	建設業法に規定する建設業登録業者、 又は草加市小規模契約希望者登録をしている者
※1耐震診断  ※耐震診断費用の一部を補助する制度もあります。 (耐震診断パンフレット参照)	次の①～③の全てに該当するもの ①(一財)日本防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断又は精密診断 ②建築士事務所(建築士法第23条)に属する一級建築士、二級建築士、木造建築士のいずれかが診断するもの ③都道府県等が実施する耐震診断講習会の受講を修了した者、又は都道府県や市町村の耐震診断資格者名簿に登録された一級建築士、二級建築士、木造建築士のいずれかが診断するもの

## 2. マンションの耐震改修

補助対象建築物	次の①～④の全てに該当するもの ①昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて工事に着手した分譲マンション ②延床面積1,000㎡かつ地上3階以上の耐火又は準耐火建築物 ③耐震性が低いもの(耐震診断 <sup>※1</sup> の結果、構造耐震指標Is値が0.6未満) ④都市計画法及び耐震基準以外の建築基準法令に違反していない建築物
補助対象者	管理組合等又は管理組合等において区分所有者を代表する者として選出された方
補助対象となる耐震改修	耐震改修を行うことによりIs値が0.6以上となるもので、耐震改修設計の安全性を公的機関等が適正と認めたもの
補助金の交付額	改修に要した費用の23%に相当する額で上限200万円 (床面積当たりの上限額あり)
耐震改修工事の施工者	次の①～②の全てに該当するもの ①建設業法に規定する建設業登録業者 ②耐震改修設計を行った設計者が工事監理を行うこと
※1耐震診断	次の①～③の全てに該当するもの ①(一財)日本防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断又は精密診断 ②建築士事務所(建築士法第23条)に属する一級建築士が診断するもの ③都道府県等が実施する耐震診断講習会の受講を修了した者、又は都道府県や市町村の耐震診断資格者名簿に登録された一級建築士が診断するもの
※耐震診断費用の一部を補助する制度もあります。 (耐震診断パンフレット参照)	

### ? 耐震改修工事の施工者について

耐震改修工事の施工者は、次のホームページなどで探すことができます。

草加市ホームページ(草加市入札参加資格者名簿登録者)	草加市ホームページ(小規模契約希望者登録者)
	
国土交通省ホームページ(住宅リフォーム事業者団体)	日本建築防災協会ホームページ(耐震支援ポータルサイト)
	

- ・これらのホームページに登録のない施工者でも、建設業登録業者(建築工事業)であれば可能です。
- ・見積り・契約・工事に関するトラブルは、公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センターの住まいのダイヤル(0570-016-100)へ。
- ・あやしい勧誘などでお困りの際は、草加市消費生活センター(電話 048-941-6111)へ。

### ! 申請手続きに関する注意事項

- ①既に工事が完了している場合や、契約済みの場合は、補助金の申請はできません。
- ②交付申請から交付決定まで約2～3週間かかりますので、余裕をもって申請してください。
- ③交付決定後、途中で工事を止めた場合や要綱に違反した場合等は、補助金は支払われません。
- ④工事完了後の実績報告は、その年度の3月1日までに行ってください。これを過ぎた場合は、補助金は支払われません。
- ⑤耐震改修を目的としない工事(リフォーム等)は、補助の対象とはなりません。

# 申請手続きの流れ

## 1. 補助金の申請

補助を受けようとする方は、契約する前に建築安全課に申請します。

【申請書類】

- ◆補助金交付申請書(第1号様式(木造住宅の場合)、第2号様式(マンションの場合))
- ◆委任状(代理者が申請する場合)
- ◆案内図・配置図・平面図
- ◆現況写真(内部各階2室、外部2面以上)
- ◆住民票(木造住宅の場合)
- ◆建物謄本、建築確認済証(建物の所有、建築時期を証明するもの)
- ◆所有者が複数の場合、申請者以外の共有者全員の同意書(木造住宅の場合)
- ◆全戸数の半数以上の住戸に区分所有者が居住していることを証明する書類(マンションの場合)
- ◆耐震改修実施の決議の決議を証明する書類(マンションの場合)
- ◆耐震診断の結果を示す書類(補強前、補強後)  
木造簡易耐震改修の(ア)～(ウ)は補強前のみ
- ◆耐震改修工事計画図面
- ◆耐震改修工事見積書
- ◆耐震診断士の資格証等の写し
- ◆建設業許可書の写し又は小規模契約希望者登録受付票の写し

## 2. 補助金の交付決定

補助の条件に適合している場合、交付決定通知書をお渡しします。

## 3. 耐震改修工事の実施

交付決定後、工事施工者と契約し工事を行ってください。

## 4. 耐震改修工事の変更・中止

工事の内容に変更等が生じた場合は、速やかに申請してください。

【提出書類】

- ◆内容変更承認申請書(第4号様式)又は中止等承認申請書(第5号様式)
- ◆耐震診断の結果を示す書類(変更後)
- ◆耐震改修工事計画図面(変更後)
- ◆耐震改修工事見積書(変更後)

## 5. 実績報告書の提出

耐震改修工事の完了後、報告書を提出してください。

【提出書類】

- ◆実績報告書(第8号様式)
- ◆耐震改修工事の写真(施工前・施工中・施工後)
- ◆耐震改修工事費用の内訳書
- ◆耐震改修工事請負契約書の写し
- ◆耐震改修工事施工図面

## 6. 補助金の交付額確定

耐震改修工事が適正に行われている場合、交付確定額通知書をお渡しします。

## 7. 補助金の請求

交付確定後、請求書を提出してください。

【提出書類】

- ◆補助金交付請求書(第10号様式)
- ◆交付額確定通知書の写し
- ◆振込先口座の情報
- ◆振込先の通帳の写し(金融機関名、支店名、口座番号、口座名が確認できるもの)
- ◆委任状(代理者が受領の場合)

## 8. 補助金の振込

請求書の提出後、約1カ月で口座に振り込まれます。